

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（国保医療課）

一 趣旨

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

退職者医療制度の経過措置の廃止に伴い、「被保険者」を「一般被保険者」と読み替える規定の削除

三 施行期日

令和六年四月一日